令和４年（2022 年）　学校いじめ防止基本方針（中・高学年用）

いじめのない
笑顔あふれる学校を

旭川市立東町小学校

年　　組　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1 はじめに

いじめを防止するための法律『いじめ防止対策推進法』が平成２５年につくられました。

いじめを受けた人は，心や体が傷つき，苦しい思いをします。そのようないじめが続くと，心や体の成長に影響を与えたり，場合によっては生命や身体に重大な危険を生じさせたりするおそれがあります。

この法律は，そのようないじめを防ぐためにつくられ，児童はいじめを行ってはいけないと定めています。そのため，全ての児童が安心して生活できるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにみんなで協力する必要があります。

また，学校や学校の先生方，保護者がいじめを防ぐことなども定めています。

学校は，いじめを防ぐために「学校いじめ防止基本方針」をつくり，校長先生をリーダーとする先生方を中心とした「いじめ対策チーム」で，いじめが起きないようにする活動や，いじめを早く見付ける取組を進めます。また，いじめが起きていると分かったら，解決するためにすぐに対応します。必要に応じて，スクールカウンセラーなどの外部の専門家に相談することもあります。

保護者は，自分の子どもがいじめを行わないように努め，もし，自分の子どもがいじめを受けたときは守ります。また，学校などが行ういじめを防ぐ取組に協力するよう努めます。

児童のみなさん，いじめを「しない」「させない」「許さない」という気持ちをもち，先生方や保護者など関係する人たちと協力して，みんなでいじめのない笑顔いっぱいの学校をつくりましょう。

2 いじめとは？

いじめについて

いじめは，法律で定義付けられています。しかし，大切なことは，みなさんの身の回りで起こるどんなことがいじめになるのかを学校のみんなが共通理解することです。

いじめだと意識せずにやってしまい，友達を傷付けてしまうことはないですか。どんなことがいじめになるのか，次の例を参考に考えましょう。

次のようなことは「いじめ」です

- ○ 悪口や脅しなど，嫌なことを言われる。
- ○ 仲間はずれや，無視をされる。
- ○ ぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
- ○ ものを隠されたり，壊されたり，捨てられたりする。
- ○ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
- ○ お金や大切にしているものをたかられる。
- ○ 悪口がメールで送られてきたり，インターネットに書き込まれたりする。　など

3 いじめを生み出さないために

東町小学校で，いじめを生み出さないために，普段から次のようなことを意識したり，大切にしたりしましょう

こんなことを心がけて生活します

○ いじめは，「人として許されない」という強い心をもちます。
○ お互いのよさや違いを認め，尊重し合います。
○ 相手の気持ちを考えて，発言したり行動したりします。
○ 社会のルールや学校のきまりを守って，落ち着いた生活をします。
○ 友達と協力しながら係活動や行事に進んで取り組みます。
○ 体験活動やボランティア活動に取り組み，友達との絆を強めます。
○ パソコンや携帯電話，スマートフォンは，ルールを守って使います。
○ 自分や友達を大切にします。

4 いじめを受けた，見た，聞いた，相談を受けたときは

学校の先生方は，もし皆さんの中からいじめが生まれてしまった場合，少しでも早く見付け，解決するために，先生方みんなでいつでも対応できるように体制を組んでいます。もし自分がいじめを受けた場合や，見たり，聞いたり，相談されたりした場合は，次のようにしましょう。

もし，いじめられたときは

○一人で悩まず，先生方や家族家族などの大人や友だちに相談します。

いじめを「見た」「聞いた」「相談された」ときは

○ 見て見ぬふりをせずに，勇気をもって助けます。
○ いじめをやめさせたり，先生方や家族に伝えたりします。
○ いじめられている人に，先生方や家族に相談するよう話します。

①まわりの人に相談しましょう

いじめを受けた

いじめを見た・聞いた・相談された

【学校では】

- ○ 学級担任の先生に相談
- ○ 校長先生，教頭先生に相談
- ○ 養護教諭，学年の先生方などに相談
- ○ スクールカウンセラーに相談

【このような人たちにも】

- ○ 家族に相談
- ○ 友だちに相談
- ○ そのほか，相談しやすい大人に相談

【ほかにも】

- ○ 学校のいじめアンケート調査に記入
  （5月，10月，2月の3回 行います。）
- ○ 学校以外の相談窓口に電話
  （＊くわしくは6ページ）　など

②いじめが解決するまでの取組

	いじめを受けた人に	いじめを行った人に	まわりの人たちに
学校では	□いじめから守ります。 □不安なく，学校生活を送ることができるよう，先生方やスクールカウンセラーがいつでも相談にのります。 □必要がある場合，すぐに警察などに相談し，協力してもらいます。 □二度といじめを受けないよう，先生方はチームで協力して見守ります。	□いじめた人にあやまり，もう二度といじめをしないことを約束させます。 □いじめは人として絶対に許されないことや，よりよい行動に向かうことを考えさせます。 □必要がある場合，警察などに相談します。 □二度といじめを行わないよう，先生方はチームで見守ります。	□いじめに加わっていなくても自分にも関係していることを気付かせます。 □いじめに気付いたときに，誰かに知らせる大切さを教えます。 □いじめを見て見ぬふりをしたり，はやし立てたりする行いも許されないことを教えます。 □みんなでいじめをなくし，よりよい学級や集団をつくることの大切さを教えます。 **いじめを知らせてくれた人** □秘密を守り，いじめを行った人から守ります。
家の人に	□いじめを受けたことや，いじめがなくなるまでの学校の取組を説明します。	□いじめを行ったことを説明し，二度といじめを行わないよう協力してもらいます。	□協力が必要なときには，説明をします。

いじめをなくすため，おこさせないために，
自分ができることを書いてみよう。

5 いじめを防止するための児童会の取組

いじめをなくすために，児童会での活動も活動も大切な取組です。「あいさつ運動」や「バッドワード・ゼロ運動」そして「いじめ撲滅集会」などです。児童のみなさんができることから，始めましょう。

東町小学校　いじめ撲滅宣言

悪口を言うこと
仲間外れにすること
暴力
いじめられた人が，「いやだ」と思ったら　すべていじめです。
いじめは，絶対にやってはいけません。

いじめで傷ついた人の心はかんたんにもとにもどすことはできません。

いじめを見て見ぬふりをするのもいじめです。
いじめは，絶対にしてはいけません。

いじめをなくすためには，相手の気持ちを考えることが大事です。
私たち東町っ子は，いじめをしないことをここに誓います。

（令和３年１１月９日　いじめ撲滅集会にて）

6 いじめを相談したいときは

いじめを受けたり，見たり，聞いたりしたときは，先生や家族，友達などに相談することが大切ですが，よく知っている人には相談しにくい場合もあるかもしれません。そういった場合でも，電話やメールで相談できる場所があります。

次のページにまとめています。一人で悩まず，　大人に相談しましょう。

いじめを相談できる窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

＜電話番号＞

子どもホットライン　０１２０－５２８５０６（こんにちはコール）

＜受付時間＞　月・木　８：４５～２０：００

火・水・金　８：４５～１７：１５

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞

０１２０－３８８２－５６

＜受付時間＞

毎日２４時間

◆子どもの人権１１０番（旭川地方法務局）

＜電話番号＞

０１２０－００７－１１０（ぜろぜろなな の ひゃくとおばん）

＜受付時間＞　月～金　８：３０～１７：１５

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞

０１６６－３１－５５１１

＜受付時間＞

月～金　９：００～１６：００

◆法テラス旭川

＜電話番号＞

０５０－３３８３－５５６６

＜受付時間＞

月～金　９：００～１７：００

スクールカウンセラーに相談することもできます。

◆旭川市立東町小学校　＜電話番号＞　０１６６-３２-３２９６

～いじめのない笑顔(えがお)あふれる学校(がっこう)を～

旭川市立東町小学校(あさひかわしりつひがしまちしょうがっこう)